

# 自動的交戦原則の検討

松 田 幹 夫

- 1 自動的交戦原則の紹介および批判
- 2 自動的交戦原則の現実的妥当性

## 1 自動的交戦原則の紹介および批判

1 ドミニオンの中立権を否定する理論として、自動的交戦 (automatic belligerency) の原則が有力に唱えられたことがある。自動的交戦の原則とは、いかなる内容か。それは、簡単には、ノエル・ベーカーによると、「もしコモンウェルスのあるメンバーが戦争しているならば、他のメンバーがすべて同様に戦争していること<sup>1)</sup>」をいう。

これについて、よりくわしく、シュミットは、「国王が戦争宣言するとき、または、帝国 (das Empire) が攻撃されるとき、ただ、個別的な、たとえば、攻撃されたライヒの一部 (Reichsteil) が戦争状態 (Kriegszustand) にあるのではなく、自動的に (automatisch)，全ライヒが戦争状態にある。ライヒの他の一部の、または、ライヒの他の一部における特別の戦争宣言 (Kriegserklärung) は不要である<sup>2)</sup>」と述べ、ヘックも、「国王が、戦争および平和についての長 (Herr) である。彼の戦争宣言は、彼の臣民すべてを戦争状態に移し、彼の講和締結は、すべてのもののために、この状態を効果的に終らせる。ライヒの一部の個別の戦争 (Sonderkrieg) は、存在しない。理論的には、ニュー・ジーランド政府の助言に基づいて発せられた国王の戦争宣言は、母国および他のド

- 
- 1) Noel Baker, P.J., *The Present Judicial Status of the British Dominions in International Law*, 1929, p. 330.
  - 2) Schmid, W., *Die "common allegiance" als Beschränkung der völkerrechtliche Handlungsfähigkeit der britischen Dominien*, 1938, S. 58.

## 独協法学

ミニオンをも戦争状態に移す<sup>3)</sup>』と説く。

それでは、かような自動的交戦原則の根拠は、どこに求められるか。これに關し、トインビーは、つぎのような見解を示す。「ブリティッシュ帝国は、疑いなく、国内法および国際法の両方において、单一国家 (a single state) であった。国内法上、この統一 (unity) は、单一の王冠 (a single crown) に対する『臣民 (subjects)』の均一的忠誠 (the uniform allegiance) にみられる共通のイギリス市民権 (a common British citizenship) の存在によって、意義づけられた。单一の王冠は、帝国が存在するあいだ、『イギリス臣民 (British subjects)』のいずれかの共同体が、いかに他の点で主権独立国家 (sovereign independent states) の属性を完全に授けられても、いずれか他の共同体と戦争することを不可能にするきずなである。逆に、『イギリス臣民』のいずれかの共同体が、ブリティッシュ帝国と戦争状態にある外国と平和状態であること、または、帝国と平和状態にある国と戦争状態であることは、不可能であった。すなわち、それは、もっとも強い方法で、国際法上、帝国の統一を意味する交戦および中立における連帶 (a solidarity) であった<sup>4)</sup>。要するに、自動的交戦原則の根拠は、ブリティッシュ帝国を单一国家とみるとともに、王冠を单一とみる考え方ということになるであろう。そのため、ブリティッシュ帝国内の臣民は、王冠に共通の忠誠 (the common allegiance) を負い、この「共通の忠誠の固有にして不可避的な永遠の結果」が自動的交戦原則となるとされる<sup>5)</sup>。

ここで注目されるのは、ノエル・ベーカー、シュミット、ヘック、トインビーのいずれにせよ、戦争のイニシアティブをとるもの、イギリス本国に固定していないことである。イニシアティブをとるものがイギリス本国である場合とドミニオンである場合とでは、そこになんらかの相違があるようと思われるものの、ブリティッシュ帝国またはブリティッシュ・コモンウェルス全体を戦争状態おくことを眼目にする自動的交戦原則の立場からすれば、イニシアティ

3) Heck, K., *Der Aufbau des britischen Reiches*, 1927, SS. 35—36.

4) Toynbee, A. J., *The Conduct of British Empire Foreign Relations since the Peace Settlement*, 1928, pp. 1—2.

5) Noel Baker, op. cit., pp. 333—334. 同様に、シュミットも、自動的交戦は「忠誠義務のもっとも意味深長な遂行である」とする (Schmid, a. a. O., S. 58)。

## 自動的交戦原則の検討

ブをとるものはどれであっても、さしつかえないのかもしれない。というより、トインピーの見解にみられるとおり、プリティッシュ帝国を单一国家とする観念が強烈であって、イニシアティブをとるものがどれであるかというような理論構成は、もともと、成り立たないもののごとくである。

2 この自動的交戦は、さらに、積極的交戦 (active belligerency) と消極的交戦 (passive belligerency) とに分けられる<sup>6)</sup>。これについて、ノエル・ベーカーは、こう説明する。法的交戦 (legal belligerency) は、軍事行動への積極的参加 (active participation) を必ずしも意味しない。イギリス政府が宣言した戦争に積極的に参加するというなんらかの憲法的義務のもとにドミニオンがおかれないことは、常に承認された。ドミニオンがかかる戦争の軍事行動においてとる役割りは、そのドミニオンの議会が、それ自身の自由裁量に基づいて決定できるものである。もしドミニオン議会がなんらの積極的役割りをもとらないと決定するならば、それは消極的交戦と呼ばれる<sup>7)</sup>。

このことは、自動的交戦原則を支持するケネディが、カナダを対象として、つぎのとおり、やや具体的な叙述をするとき、一層明らかとなるであろう。「ひとたび、帝国政府が戦争宣言すれば、カナダは戦争状態にある。そして、ひとたび、外国がグレート・ブリテンに戦争宣言すれば、カナダは戦争状態にある。いずれの場合においても、カナダは、戦闘する (fight) ことを要さず、人間もしくは船舶を供給すること、または、なんらかの方法で援助することを要しない<sup>8)</sup>」。つまり、同じように、自動的に戦争状態にはいっても、積極的に軍事行

6) active を「積極的」と訳し、passive を「消極的」と訳したことには、異論が出るかもしれない。しかし、この場合、「能動的交戦」「受動的交戦」というより、「積極的交戦」「消極的交戦」というほうが、本文に叙述した内容を的確に察知せしめると思われる。この点は、高野雄一教授および寺沢一教授の示唆に従った。これとの関連で、ここ以外の箇所においても、統一的に、active は「積極的」と訳し、passive は「消極的」と訳した。大平教授も、自動的交戦に関連して、active を「積極的」と訳される。だが、いかなる理由か、passive は「受動的」と訳し(大平善悟「ドミニオンと中立」『法学新報』第 59 卷 9 号・昭和 27 年・38 ページ), active と passive を対照的につかまれない。

7) Noel Baker, op. cit., p. 333.

8) Kennedy, W. P. M., *The Constitution of Canada: 1534—1937: An Introduction to Its Development Law and Custom*, 1938, pp. 452—453.

## 独協法学

動に関与するドミニオンがある反面、このカナダのように、ただ消極的に戦争状態にはいるドミニオンがあるわけである。ここでいう戦争は、もとより、法上の戦争を指すから、事実上、戦争しないドミニオンがあってもさしつかえないものであり、自動的交戦をかように積極的なものと消極的なものとに分ける理論は、充分に成立するであろう。1919年の英仏条約に関して、スチュアートは、ドミニオンから免除されるのは「戦争義務」でなく「積極的義務」であると主張したが、スチュアートのいう「積極的義務」は「積極的交戦」に合致するものとみられる<sup>9)</sup>。

改めていうまでもなく、この消極的交戦は、あくまでも、中立と区別されなくてはならない。この点につき、ノエル・ベーカーは、「そのような『消極的交戦』は、中立の同義語ではない。たとえば、グレート・ブリテンが従事する戦争にカナダが積極的役割りを演じなくても、それは、なんらかの法的目的のため、中立国として扱われなかつた。カナダ船舶は、グレート・ブリテンの敵による公海上の合法的捕獲 (lawful capture) を免れない<sup>10)</sup>」と述べる。グレート・ブリテンに船舶を提供したりしているわけでもないのに、捕獲されるのは、非合法的のようにみえるとはいえ、消極的交戦といえども、絶対に戦争の内側に枠づけられる以上、このことは当然である。

こうした積極的交戦と消極的交戦との区分は、1910年、カナダで海軍法案 (the Naval Bill) が討議されたとき、ローリエ (Laurier) 首相によって、すでに、認識されていた。彼は、グレート・ブリテンが戦争状態にあるとき、カナダも戦争状態にあることを容認しながらも、いかなる積極的役割りを演じるかを決定するのはカナダであると発言したと伝えられる<sup>11)</sup>。このような区分は、オッグおよびジンクが評価するとおり、「ドミニオン自治と帝国の統一とを和解させる<sup>12)</sup>」機能をもつであろう。いいかえれば、すべてを自動的に戦争状態

9) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法学』第3号・昭和46年・29—30、32ページ。

10) Noel Baker, op. cit., p. 333.

11) Keith, A. B., The Sovereignty of the British Dominions, 1929, p. 304. Ewart, J. S., Canada and British Wars, 1923, p. 80.

12) Ogg, F. A. and Zink, H., Modern Foreign Governments, 1949, p. 399. 田岡博

## 自動的交戦原則の検討

におくことによって、コモンウェルスの一体性が保たれ、消極的にしか参戦しないことによって、ある程度、ドミニオンの自主性も尊重されるのである。

3 自動的交戦原則は、主権の微証としての中立権を否定する理論である。だが、自動的交戦原則によって否定されるのは、中立権のみではない。ドミニオンの個別的な戦争権も、否定されている。自動的交戦原則によって戦争状態にはいるドミニオンは、戦争権という主権的権利を行使して戦争状態にはいるドミニオンとは相違する。従って、自動的交戦原則は、それがドミニオンの主権国家性を否定した上でのものであるならば、許容され得る。しかし、ドミニオンの主権国家性を肯定した上でのものであるならば、主権国家性と中立権との結びつきから、はなはだしい矛盾をはらむものとして、批判されなければならない。ドミニオンの中立権を否定するトインピーが、「『イギリス臣民』のいずれかの共同体が、いかに他の点で主権独立国家の属性を完全に授けられても」といったいいかたをするのも、そうした考慮からではないか。

その点、ケネディは、カナダの中立権に関して、「カナダがそれを好むにせよ、好まないにせよ、カナダは、グレート・ブリテンが戦争状態にあるとき、必ず戦争状態にあった<sup>13)</sup>。」「グレート・ブリテンは、もっぱら、戦争宣言に責任があったのみならず、帝国政府の決定は、また、カナダを自動的に巻き込んだ<sup>14)</sup>」として、繰り返し、カナダの中立権を否定し、同時に、カナダの国家性に関するても、こう論じる。「国際法が、いま、存立する限りでは、カナダは主権国家ではない<sup>15)</sup>。」「カナダは、国際的地位をもたない。カナダが貿易および商業の事項において締結する条約でさえ、帝国関係を通じて、その効力を取得する。カナダは、政治的またはなんらか他の重要な領域において、直接、外国と交渉できない<sup>16)</sup>。」「主権の最終的テスト、すなわち、戦争において、カナダは、主権国家ではない。カナダ・連合王国間の関係は、法上、人的同君連合

士も、こうした区分は「憲法上存する国王の大権とドミニオンの要求する自由とを調和する」とみられる（田岡良一「国際法に於けるブリティッシュ・コモンウェルス・オヴ・ネーションズ」『国際知識』第10号5号・昭和5年・109ページ）。

13) Kennedy, op. cit., p. 356.

14) Ibid., p. 362.

15) Ibid., p. 446.

16) Ibid., p. 451.

## 独協法学

(a personal union) のそれではない。王冠が戦争状態にあるとき、カナダが法的に戦争状態にあるということは、1914年にそうであったように、1937年にも真実であり続ける<sup>17)</sup>」。ケネディは、このとおり、徹底的にカナダの主権国家性を否定する。「1914年」すなわち第1次大戦開戦時と同じように、「1937年」においてもカナダの主権国家性を否定する見解には、多少の疑問が向けられるかもしれない。なぜなら、カナダが1923年に条約締結権を、1926年に外交使節交換権を行使した事実などを、ケネディは黙殺しているようにみえるからである。しかしながら、戦争をもって「主権の最終的テスト」とするケネディの立場からすれば、第2次大戦前のこの時点において、カナダに主権国家性を認める根拠は、どこにもないわけである。

とはいえる、このように、カナダの主権国家性を拒否しつつ、自動的交戦原則を唱えるのは、中立権は主権の徵証であるとの根本認識に基づけられているがゆえに、論理的には一貫していると評せられよう。そして、積極的交戦と消極的交戦との区分について、ケネディは、「法がカナダを法的参加者とするなんらかの戦争において、カナダが積極的役割りをとる法的義務(legal obligation)のもとになるということは、1914年にそうであったように、今日でも真実である<sup>18)</sup>」と説く。かかる消極的交戦の主張は、それが自動的交戦の限界内にある以上、主体の国家性とのあいだに抵触を来たすこと、忠誠概念とのあいだに対立を生じることもないと解される<sup>19)</sup>。だが、リンネのいうように、ドミニオン中立権の「要求が、若干、存在していた比較的古い論者の、ドミニオンはイギリスの戦争により消極的戦争状態 (der passive Kriegszustand) におかれるのみであるとする把握より、当然、遙かさきに進む<sup>20)</sup>」ことは、認められなければならないであろう。それに、ノエル・ベーカーの述べるとおり、積極的交戦にはいるか、はいらないかの決定が、ドミニオン議会にゆだねられるなら<sup>21)</sup>、

17) Ibid., p. 540.

18) Ibid., p. 541.

19) マンサーによれば、「忠誠は、中立を排除する。しかし、それは、消極的交戦を排除するとは、一般に把握されなかつた」(Mansergh, N., Survey of British Commonwealth Affairs: Problems of External Policy: 1931—1939, 1952, p. 86)。

20) Rynne, M., Die völkerrechtlich Stellung Irlands, 1930, S. 252.

## 自動的交戦原則の検討

それと、戦争状態にはいるか、中立にとどまるかの決定をドミニオン議会が行なうこととのあいだには、深い断層はあっても、さしたる距離はないのではないか。

### 2 自動的交戦原則の現実的妥当性

1 自動的交戦原則の紹介および批判は、すでに終了した。ここでは、この原則が現実にどのように作用したかということに重点をおいて、考察を進める。ドミニオンの中立権は、その本質上、戦争またはそれに類似した場合に、論点として、クローズ・アップされやすい。自動的交戦原則の現実的妥当性は、とりもなおさず、そうした場合に依拠してこそ、検証され得る。

まず、第1次大戦開戦のさい、自動的交戦原則が全面的に妥当したことに対する疑いはない。改めて引用するまでもないと思われるものの、スチュアートが、「国王陛下の戦争宣言が、国王陛下の属領すべて、および、彼の臣民すべてを戦争に巻き込むものとして、普遍的に受け入れられた1914年<sup>21)</sup>」といい、クンツが、「戦争宣言はグレート・ブリテン (Großbritannien) のみから発せられたが、ドミニオンをも、当然 (natürlich)，戦争状態において<sup>22)</sup>」といい、ロビンソンが、「ブリティッシュ帝国は、1914年8月、ドイツに対するその戦争宣言によって、世界中の多数の領土を紛争に巻き込んだ。ドミニオンは、帝国の自治的な部分となったのち、国際的闘争 (an international struggle) に引き込まれたことはなかった<sup>23)</sup>」というとき、このことは、余りにも、明白である。「カナダが植民地であったあいだ、カナダがブリティッシュ帝国の一部であったあいだ、換言すれば、支配・従属の関係が存在したあいだ、カナダは疑いなく、ロンドンにおける事態に従って、戦争または平和の状態におかれた<sup>24)</sup>」。エワート

21) 同旨、中村豊一「英國自治領の対外的地位の変遷」『外交時報』昭和5年1月1号・189ページ。

22) Stewart, R. B., *Treaty Relations of the British Commonwealth of Nations*, 1939, p. 381.

23) Kunz, J. L., *Die Staatenverbindungen*, 1929, S. 79.

24) Robinson, H., *The Development of the British Empire*, 1922, p. 448.

25) Ewart, J. S., *Canada and British Wars*, 1923, p. 80.

## 独協法学

がこう述べるさい、カナダが植民地であった時期をいつごろに設定するかに問題はあるにせよ、第1次大戦開戦時のドミニオンがブリティッシュ帝国内の植民地であったことを想起するならば、その場合における自動的交戦原則の現実化に異議を唱える余地は、全く、見当らない。

2 つぎに、1919年の英仏条約、1922年のチャナック事件、1925年のロカルノ条約<sup>26)</sup>においては、どうであったであろうか。これらの場合において、ドミニオンから引き出し得るのは、中立権というより、むしろ、消極的交戦であるとする立場がとられた<sup>27)</sup>が、その関係上、当然、これらの場合において、自動的交戦原則が採用されたとするみかたが、とられざるを得ない。ただし、いずれの場合でも、戦争は実際に始らなかつたのであるから、自動的交戦原則が現実に作用したとするのは、云い過ぎであろう。さらに、厳密にいえば、チャナック事件のさい、イギリスに好意的に回答したオーストラリア、ニュー・ジー

26) ロカルノ条約の義務免除条項について、大平教授は、「これによって、ドミニオンが英本国の参戦にもかかわらず、非交戦の地位に留める場合があることを予想するに到ったと断定できる」と解釈される（大平善悟「ドミニオンと中立」『法学新報』第59巻9号・昭和27年・47ページ）。ここで、「非交戦」の語を詮索すると、二つの用法がある。第1は、伝統的な用法で、中立にひときい。第2は、「戦争に参加していない国が、交戦国の方に特別な援助を与える場合に、その国が自國のことを非交戦国と称し、または非交戦状態にあるという」用法である（横田喜三郎『安全保障の問題』昭和24年。176ページ）。だが、第2の用法は、第2次大戦にはいってから生れたものである（横田・前掲・180ページ以下）がゆえに、大平教授の使用されるのは、明らかに、第1の用法、つまり、中立を指すこととなる。しかるに、大平教授は、ロカルノ条約の3年前のチャナック事件に関しては、「英國が開戦する場合援軍の派遣など自治領が積極的に参戦するか否かは、自由に決定しうべきことが英本国及び自治領政府によって確認されたわけである」と述べ（大平・前掲・47ページ），このときのカナダおよび南アフリカの態度を積極的交戦の拒絶とのみ把握される。従って、大平教授にとっては、この3年のあいだが、ドミニオンの歴史にとって極めて重要な時期ということになろうか。

また、小幡操『イギリス現代史』岩波新書・昭和34年・122ページも、チャナック事件のとき、「法制的にみれば、イギリスが戦争状態に入れば、カナダも自動的に戦争状態に入るわけだった」とする。しかし、「法制的に」そう容易に断定していいものかどうか。

27) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法学』第3号・昭和46年・40ページ。

## 自動的交戦原則の検討

ランドに認められるのは、積極的交戦であろう。カナダ、南アフリカの態度との対比からも、こう解釈すべきである。

積極的交戦と消極的交戦とが区別され、ドミニオンに消極的交戦が認められるとする見解がしばしば提出されるのは、第1次大戦後の顕著な現象であるとは、すでに述べた<sup>28)</sup>。それでは、こうした区別は、いにごろから生じたものであろうか。第1次大戦前にもこうした区別が認識されていたことは、さきに紹介したカナダのローリエ首相の1910年のエピソードからうかがえるものの、これまた、さきに触れた1861年のトレント事件のさいのカナダの非協力的態度<sup>29)</sup>も、当時のカナダの地位からすれば、消極的交戦の主張とつかまえるのが、正確である<sup>30)</sup>。1911年の帝国議会では、ヨーロッパ情勢の危機が説明されたが、それでも、ドミニオンは、戦争になんらか積極的に参加する法的または慣習的義務のもとにおかれていなかつたとされる<sup>31)</sup>。このように、第1次大戦前から積極的交戦と消極的交戦とは区別されていたにせよ、この区別が明確に立てられて、ドミニオンと消極的交戦とが頻繁に結びつけられるようになったのは、やはり、英仏条約、チャナック事件、ロカルノ条約を契機とする第1次大戦後の目立った現象であって、ここに、ブリティッシュ・コモンウェルスの初期的機能を見い出すことが可能である。

3 このさい、言及しておきたいのは、アイルランド1922年憲法第49条の「現実の侵入による場合を除いて、アイルランド自由国は、議会の同意なしに、なんらかの戦争への積極的参加 (active participation) にコミットされない」という規定である。アイルランドから免除されるのが「積極的参加」であるならば、「消極的参加」は、なお、アイルランドに残っているというべきであり、

28) 拙稿・前掲・40ページ。

29) 拙稿「植民地の中立権からみたブリティッシュ帝国」『独協法学』第2号・昭和45年・70—71ページ。

30) 柳瀬教授も、この事件を「大戦以前に於て本国の戦争に対し加奈陀が積極的の参加を拒める例」とされる（柳瀬良幹「国家結合として見たる英帝国」『国家学会雑誌』第46巻3号・昭和7年・99ページ・注4）。

31) Sir Ivor Jennings, Constitutional Laws of the Commonwealth, Vol. 1, 1957 ,p. 122.

## 独協法学

このことを裏書きするように、ノエル・ベーカーも、この条規は「国王が支配する領土のあらゆる部分の法的交戦(the legal belligerency)」を意味するという<sup>32)</sup>。この点を、リンネは、つぎのようにふえんする。「第49条は、イギリスの戦争のときのアイルランドの中立の保持に役立たず、その国家執行機関の早計な取り扱いの前に、アイルランド国民を全く保護する。それによると、その立法機関の充分に考慮された賛同なしに、戦争に積極的に巻き込まれることはない。たしかに、第49条は、憲法的見地からは2次的重要性しかもたないので対し、国際法の領域で非常に重要とみられる<sup>33)</sup>」。このように、第49条からアイルランドの中立権を取り出すことが不可能であるなら、この条文を根拠として、「自由国の数人の指導者がグレート・ブリテンと外国とのあいだの戦争の場合、アイルランドがその完全中立(complete neutrality)を宣言する権利があるむね<sup>34)</sup>」請求したのは、妥当ではなかった。自動的交戦原則が採用されたのは、恐らく、戦時に港および他の便宜をイギリス軍に提供すると定めた1921年条約第7条(b)に対応したためであって、ケースのいうごとく、「積極的参加は、単に、アイルランド軍(Irish troops)の行動を意味し、対潜水艦のため、便宜をイギリス軍に許与することをカバーしない<sup>35)</sup>」。

ところで、リンネは、アイルランドその他のドミニオンが中立権に対するア・プリオリな権利を有するとして、つぎのような理論を展開する。「無条件中立(die unbedingte Neutralität)のア・プリオリな権利(a priori-Recht)は、アイルランドの場合、1921年のイギリス・アイルランド条約第7条(b)により、実際には害されている」が、「イギリスの戦争のときに、その中立を放棄することを強制する条約義務にもかかわらず、中立に対するア・プリオリな権利が全く残余のドミニオンのそれと同価値であるという事実は、重要である。交戦(die Kriegsführung)および中立の問題において、ライヒの他の部分に対するア

32) Noel Baker, P. J., *The Present Judicial Status of the British Dominions in International Law*, 1929, p. 333.

33) Rynne M., *Die völkerrechtliche Stellung Irlands*, 1930, S. 260.

34) Allin, C. D., *Canada's Treaty Making Power*, Michigan Law Review, 1925—1926, p. 276.

35) Keith, A. B., *The Sovereignty of the British Dominions*, 1929, p. 467.

## 自動的交戦原則の検討

イルランドの完全な法的平等 (Gleichstellung) は、イギリス側によっても公式に (amtlich) 承認された<sup>36)</sup>。そこで、リンネが示すのは、イギリスのロイド・ジョージ (Lloyd George) 首相がアイルランドのグリフィス大統領 (Präsident Griffith) にあてた 1921 年 12 月 13 日の書簡であって、それは、われわれのあいだの法的地位は、1921 年条約第 7 条より、むしろ、「2 つの島の直接的近隣関係および相互的依存性によって条件づけられる」という趣旨のものであった<sup>37)</sup>。つまり、リンネは、アイルランドは、他のドミニオン同様、ア・ブリオリな中立権を有するが、アイルランドの場合、そうした中立権は 1921 年条約第 7 条 (b) によってそこなわれているに過ぎないといおうとする。アイルランドが他のドミニオンと同等の地位をもつことは、たしかに、1921 年条約第 1 条および 1922 年憲法第 1 条に明記されている。だが、ある国家のア・ブリオリな権利は、すべて、憲法に求められるべきであって、1922 年憲法第 49 条が自動的交戦原則を採用しているならば、それに従うほかないであろう。憲法以外になんらかの源泉を求めて、アイルランドの中立権を設定するのは、当を得ていないのではないか。ただし、戦争宣言および戦争参加には下院の同意を必要とする規定した 1937 年憲法第 28 条第 3 項 1 は、1922 年憲法第 49 条より抜きん出て、自動的交戦原則を否定したものというべきであり、ここに、アイルランドは、その中立権を、憲法上のものとした<sup>38)</sup>。

そして、南アフリカのヘルツォグ首相がドミニオンの中立権を強調するに当って論拠としたバルフォア報告中の「グレート・ブリテンもドミニオンも、それら自身の政府の明確な同意による場合を除いて、積極的義務の受け入れにコミットされない」(V 「外国との関係」, (c) 「外交政策の一般的処理」) という箇所も、かかる場合に踏み台とする価値があるとすれば、むしろ、消極的交戦の論拠とするのに適しているのではないかということに気づく。キースが、ヘルツォグの中立論を批判して、「ヘルツォグ将軍は、ドミニオンは国際法の

36) Rynne, a. a. O., SS. 256, 259.

37) Ibid., S. 259.

38) ウィルソンもいう。「エールを戦争にもたらす権限は、アイルランドにとどめられた」(Wilson, R. R., Editorial Comment: Neutrality of Eire, The American Journal of International Law, Vol. 34, 1940, p. 125)。

## 独協法學

もとでイギリスの戦争のさいに中立であることを請求できるとのその主張において、ひとり舞台である。事実上、彼が、中立を、イギリス兵力を援助する行動をとらない権利ならびに厳格な守勢にとどまる権利と混同することは、明らかなように思われる<sup>39)</sup>」と突くのも、ヘルツォグのこういった理論構成を意識した上でのことと相違ない。

4 それでは、第2次大戦開戦のときは、どうであったであろうか。自動的交戦原則を各ドミニオンに当てはめて検討すると、第2次大戦中、中立国の地位を堅持したアイルランドについて、この原則が妥当しなかったことに、異論はない。逆に、個別的な戦争宣言を発することなく、イギリス本国が発した戦争宣言のまま戦争状態にはいったオーストラリアおよびニュー・ジーランドについては、自動的交戦原則は成立したとみることができる。F・R・スコットもいう。「オーストラリアおよびニュー・ジーランドでは、明らかに、イギリスの宣言から生じる自動的交戦国の地位という事実の受け入れがあった<sup>40)</sup>」。そして、開戦の12日後、ニュー・ジーランドの総理大臣代理 (the acting Prime Minister) が下院 (the House of Representatives) でニュー・ジーランドの人力 (the man power) および資源 (resources) の全体が国の保護およびブリテンの支持のために組織されなければならないと発言したのは<sup>41)</sup>、積極的交戦の例証ととらえられる。

第2次大戦開戦において、独自の戦争宣言を発したため、戦争権行使したと把握される南アフリカおよびカナダについては<sup>42)</sup>、アイルランド同様、自動的交戦原則は妥当しなかったとして、誤りではないであろう。南アフリカの場合、「1938年8月25日、副総理大臣 (deputy prime minister) のスマツ氏は、

39) Keith, A. B., *Dominion Autonomy in Practice*, 1929, pp. 65—66. また、キースは、別の箇所で、ヘルツォグを評して、中立において意味されるものはないであるかについて精通した様子はないともいいう (Keith, A. B., *The Constitutional Law of the British Dominions*, 1933, p. 69)。

40) Scott, F.R., *The End of Dominion Status*, *The American Journal of International Law*, Vol. 38, 1944, p. 43.

41) New Zealand, *The Round Table*, Vol. 30, 1939, p. 217.

42) 拙稿「ドミニオンの中立権からみたブリティッシュ・コモンウェルス」『独協法學』第3号・昭和46年・53ページ。

## 自動的交戦原則の検討

南アフリカは、戦争の場合、手をこまねいでいることはできないが、しかし、1914年のように自動的に戦争したりはしないと発言した<sup>43)</sup>。このようにして、自動的交戦原則を否認したスマッツが、戦争勃発のときに、ヘルツォグに代つて政権の座についたことは、前に眺めたとおりであり<sup>44)</sup>、かかる事情からしても、自動的交戦原則が南アフリカに作用しなかったことは、まず、間違いない。ただし、カナダの場合、いささか問題なしとしない。なぜか。イギリスが戦争宣言した9月3日とカナダが戦争宣言した9月10日とのあいだに、カナダは、ドイツ国民の抑留、「敵」との貿易の禁止のような措置をとっており、そこで、それは「明らかに自動的交戦を意味した<sup>45)</sup>」とする解釈があるからである。これらが戦時国際法上の措置である以上<sup>46)</sup>、カナダが、イギリスの戦争宣言とともに、いいかえれば、みずからの戦争宣言にさき立って戦争状態にはいったとしても、牽強付会ではない。だが、カナダの場合、南アフリカと違って、交戦国としての進路をたどることは決定的であり<sup>47)</sup>、みずから戦争宣言をする前に、戦時国際法上の措置をとったのも、早晚、とることが確定的であったから、便

43) Clokie, H. M., International Affairs: The British Dominions and Neutrality, The American Political Science Review, Vol. 34, 1940, p. 741. また、スマッツは、ドミニオンは、いまや、「帝国の内部において独立であるばかりでなく、世界において独立である」と語った（鈴木成高『歴史的國家の理念』昭和17年・147ページ）。さらに、長野敏夫「戦争と自治領」『外交時報』昭和15年3月15日号・71ページには、「戦争のはじまる直前まで、自治領はヨーロッパの戦争に今度は介入しないだらうといふ観測が有力であった。」「現在では自治領も十分に成長し自分で自分の意志を決定することの出来る状態に達してゐる。だから本国にひきずられることはないといふのが自治領不参戦論の理由であった。にもかかはらず自治領はこのように立上った。だがそれは必ずしも英國にひきずられたのではない」とあるが、この叙述は、南アフリカおよびカナダにのみ適合するというべきである。

44) 拙稿・前掲・48—49ページ。

45) Scott, op. cit., pp. 42—43.

46) 立作太郎『戦時国際法論』昭和19年・138—148ページ。

47) カナダの司法大臣ラボアン (Lapointe) は、カナダは、戦争勃発のさい、中立を保持できないと聲明していたと伝えられる (Scott, op. cit., p. 42)。この場合、閣僚の発言であるだけに、無視できない。イギリスが戦争宣言した当日、カナダのキング首相がイギリスに協力するむねを表明したことは、すでに触れた（拙稿・前掲・50ページ）。だが、これは、単なる政策の宣言に過ぎず、カナダを戦争状態におくとする法的意味をもち得ない。

## 独協法学

宜的にそうしたまでであると解していいのではないか。かかる戦時国際法上の措置でなく個別的戦争宣言に重きをおいてこそ、イギリスの戦争宣言より「1週間後の単独戦争宣言は、この点での主権的選択の権利 (the right of sovereign choice) が」「カナダの政府によって引き受けられていることを世界的に告知する新しい憲法的請求 (constitutional claim)<sup>48)</sup>」であるといった観察が生れて來るのである。

5 こうして、第2次大戦開戦時に自動的交戦原則がどのように作用したかを検討したところ、オーストラリア、ニュー・ジーランドにこの原則が現実化したのに対し、アイルランド、南アフリカ、カナダには現実化しなかったことが、判明した。しかしながら、自動的交戦原則の理論的本質からすれば、第2次大戦開戦時のように、それが部分的に作用したことが認められても、無意味ではないかと考えられる。なぜなら、前述のノエル・ベーカー、シュミット、ヘックのいずれの見解からもいえるとおり、ブリティッシュ帝国またはブリティッシュ・コモンウェルス全体を戦争状態おくところに、自動的交戦原則の核心があるからである。従って、それが、その理論的本質どおり、全面的に作用したのは、第1次大戦開戦のさいをもって、最後とする。つまり、自動的交戦原則は、ブリティッシュ帝国にその活躍の場を見い出した。

もっとも、第1次大戦後、ブリティッシュ・コモンウェルスが発足するようになっても、英仏条約、チャナック事件、ロカルノ条約にみられるとおり、この原則は、常に、積極的交戦と消極的交戦とに区分されるようになったとはいえ、なお、現実化する可能性をはらんでいた。しかし、第2次大戦開戦に至って、それは、ほとんど、その生命を喪失した。ドミニオンの主権国家性を否定する自動的交戦原則は、しょせん、ドミニオンの国際法的地位の向上と相容れなかつた。アイルランド、南アフリカ、カナダが中立権行使し、なかんずく、後二者が戦争権をも行使したことによって、自動的交戦原則は、ほとんど、分解し、これまで、ともかく、保持されて來たブリティッシュ・コモンウェルスの外交的一体性は、明らかに、乱れた。もちろん、両大戦間の時期に、戦争とかかわりあいのない分野で、外交的一体性の破綻を示す方向に沿って事態が動

---

48) Scott, op., p. 43.

### 自動的交戦原則の検討

いていたことは、否定されない。だが、同じように破綻をもたらすとしても、戦争ほど衝撃的な事件はあるまい。その限りで、「1939年」は、コモンウェルスの歴史にとって、重大な転機としての意味を帯びたといえるであろう。